参考様式第5－1号

神　経　西　第　215　号
令　和　8　年　8　月　14　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	神出地区 （上北古集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月14日 （第6回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現在、上北古地区では、主食用水稲のほかキャベツなどの家庭用の野菜栽培といった近郊農業が行われている。営農組合や個人の担い手が多くの農地を引き受けているが、後継者が不在な農地もまだまだ多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・主要な生産作物である水稲だけでは収益が見込みづらい。
・農家の高齢化と人口減少を起因として、法面や畔等の草刈り作業といった作業が困難になってきている。また、所有者が遠方のため農地の管理に関心も低く、耕作放棄地が増えてきているので、今後は耕作放棄地の増加が懸念されるため、さらなる農地の集積・集約が必要となってくる。
・現在の農業収入は低く、近年の機械や資材の高騰をはじめ、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、今後の農地の管理に不安がある。
・生産性をあげるために機械の大型化やスマート化をすすめないといけないが、個人では資金的に限界がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲や飼料用米を主要作物としつつ、特産品のキャベツをはじめ軟弱野菜や家庭用作物の生産を行いながら、新規就農者や営農組織に加入する人を募っていく。
・アライグマやイノシシの対策を講じる。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		79.0　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79.0　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者の農業への参入や営農組織の加入をすすめていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、農業をしない人のためのエリアとして「保全地エリア」、営農をする人のためのエリア「農地エリア」の棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
（3）基盤整備事業への取組方針
・農地の更なる集約・大区画化を目指し、耕地整理やほ場整備といった基盤整備の検討をはじめる。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者や企業が参入しやすいように農地の集約や大区画化を地域主体ですすめながら、新規就農者や企業と所有者のマッチングの機会創出を行政と検討する。 ・担い手の確保や事業の持続拡大のため、地区内にある空き施設や空き家の活用を検討する。 ・面識の無い方への貸し借りは不安があるため、関係機関と連携をしながら新規就農者の発掘と受け入れを行う。 ・共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・効率化が期待できる作業などは、集落内のオペレーターに部分的な委託をすすめる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。